



県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年3月7日（金） 第10279号

目 次

ページ

規 則

- 群馬県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則（財産有効活用課） 2

告 示

- 群馬県財政状況等の閲覧に関する規程の一部を改正する告示（財政課） 19
○免税証の無効（税務課） 20
○保安林予定森林（森林保全課） 20

公 告

- 都市計画区域区分変更の県原案（都市計画課） 20
○公聴会の開催（同） 21
○都市計画区域区分変更の県原案（同） 22
○公聴会の開催（同） 22
○開発工事の完了（建築課） 23

人事委員会規則

- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 24
○群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則 24
○群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則 26

規則

群馬県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第七号

群馬県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

群馬県公有財産事務取扱規則（昭和六十一年群馬県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第二項中「を公有財産台帳登載事項異動通知書（別記様式第三十号）に登載原因を証する書面及び財産台帳付属図面を添えて部長を経由して、」を「に係る公有財産異動報告伺書（別記様式第三十号）を」に、「通知しなければ」を「送付しなければ」に改める。

第六十四条中「規定は」の下に「行政財産又は」を、「同条第一項」の下に「及び第二項」を、「とあるのは、」の下に「それぞれ「行政財産貸付台帳」又は」を加える。

別記様式第一号その1中「あて」を「宛て」に、

財産種別	財産種類	管理区分
------	------	------

を

財産分類

に、

「床面積」を「建築面積」に、「推定蓄積量」を「材積」に、

株 口	株 枚 口
--------	-------------

を
に改め、同様式その2中「床面積」を「建

築面積」に改める。

別記様式第二号中「あて」を「宛て」に、

処分計画番号	処分区分	分掌者
財産種別	財産種類	管理区分

を

処分計画番号	分掌者
財産分類	

に、

「床面積」を「建築面積」に、「推定蓄積量」を「材積」に、

株 口	株 枚 口
--------	-------------

に改める。

別記様式第八号から別記様式第十一号までを次のように改める。

別記様式第8号（規格A4）（第26条関係）

公有財産所掌替依頼書							
				第	号		
				年	月 日		
（所掌者） 様				（所掌者）			
次のとおり所掌替えをお願いします。							
所 掌 替 依 頼 財 産	財 産 名 称						
	財 産 名 称 番 号						
	財 産 分 類						
	会 計 区 分		決 算 区 分				
	財 産 主 管 課		財産管理課等				
	その他必要な情報						
所 掌 替 先	財 産 名 称						
	財 産 名 称 番 号						
	財 産 分 類						
	会 計 区 分		決 算 区 分				
	財 産 主 管 課		財産管理課等				
所掌替えを必要とする理由及び用途又は利用計画							
その他参考となる資料							
財 産 の 内 訳	財 産 区 分	件 数	数 量				
	土 地	筆	面積	m ²			
	建 物	棟	建築面積	m ²	延べ面積 m ²		
	立 木	件	面積	m ²	材積 m ³		
	工 作 物	件					
	動 産	件					
	物 権	件				面積	m ²
	無 体 財 産 権	件					
	有 価 証 券	件	株	枚			
	出資による権利	件	口	円			
	信 託 受 益 権	件	円				
作 成 者 職 氏名							

別記様式第9号（規格A4）（第26条関係）

公有財産所掌替通知書					
				第	号
				年	月 日
(所掌者) 様				(所掌者)	
年 月 日付け第				号で依頼のあった財産については、次の	
とおり所掌替えします。					
所 掌 替 す る 財 産	財 産 名 称				
	財 産 名 称 番 号				
	財 産 分 類				
	会 計 区 分		決 算 区 分		
	財 産 主 管 課		財産管理課等		
	その他必要な情報				
所 掌 替 先	財 産 名 称				
	財 産 名 称 番 号				
	財 産 分 類				
	会 計 区 分		決 算 区 分		
	財 産 主 管 課		財産管理課等		
所掌替えを必要とする理由及び用途又は利用計 画					
関係書類及び添付資料					
財 産 の 内 訳	財 産 区 分	件 数	数 量		
	土 地	筆	面積	m ²	
	建 物	棟	建築面積	m ²	延べ面積 m ²
	立 木	件	面積	m ²	材積 m ³
	工 作 物	件			
	動 産	件			
	物 権	件	面積	m ²	
	無 体 財 産 権	件			
	有 価 証 券	件		株	枚
	出資による権利	件		口	円
	信 託 受 益 権	件		円	
作 成 者 職 氏名					

別記様式第10号（規格A4）（第27条関係）

公有財産分掌替依頼書				
			第	号
			年	月 日
(分掌者) 様			(分掌者)	
次のとおり分掌替えをお願いします。				
分掌替依頼財産	財産名称			
	財産名称番号			
	財産分類			
	会計区分		決算区分	
	財産主管課		財産管理課等	
	その他必要な情報			
分掌替先	財産名称			
	財産名称番号			
	財産分類			
	会計区分		決算区分	
	財産主管課		財産管理課等	
分掌替えを必要とする理由及び用途又は利用計画				
その他参考となる資料				
財産の内訳	財産区分	件数	数量	
	土地	筆	面積	m ²
	建物	棟	建築面積	m ² 延べ面積 m ²
	立木	件	面積	m ² 材積 m ³
	工作物	件		
	動産	件		
	物権	件	面積 m ²	
	無体財産権	件		
	有価証券	件	株	枚
	出資による権利	件	口	円
	信託受益権	件	円	
作成者		職	氏名	

別記様式第11号（規格A4）（第27条関係）

公有財産分掌替通知書					
				第	号
				年	月 日
(分掌者) 様				(分掌者)	
年 月 日付け第				号で依頼のあった財産については、次の	
とおり分掌替えます。					
分掌替 する 財産	財 産 名 称				
	財 産 名 称 番 号				
	財 産 分 類				
	会 計 区 分		決 算 区 分		
	財 産 主 管 課		財産管理課等		
	その他必要な情報				
分掌替 先	財 産 名 称				
	財 産 名 称 番 号				
	財 産 分 類				
	会 計 区 分		決 算 区 分		
	財 産 主 管 課		財産管理課等		
分掌替えを必要とする理由及び用途又は利用計画					
関係書類及び添付資料					
財 産 の 内 訳	財 産 区 分	件	数	量	
	土 地	筆	面積	m ²	
	建 物	棟	建築面積	m ²	延べ面積 m ²
	立 木	件	面積	m ²	材積 m ³
	工 作 物	件			
	動 産	件			
	物 権	件	面積	m ²	
	無 体 財 産 権	件			
	有 価 証 券	件		株	枚
	出資による権利	件		口	円
	信 託 受 益 権	件		円	
作 成 者		職 氏名			

別記様式第三十号を次のように改める。

別記様式第30号（規格A4）（第61条関係）

公有財産異動報告何書

年度	
財産区分	
財産種別	

異動対象財産	財産名称	
	財産名称番号	
	財産主管課	
	財産管理課等	
	財産分類	
	会計区分	
	決算区分	

（起案理由）

土地

(単位) 面積：平方メートル
価格：円

現在状況				異動状況 (異動先)							
財産名称		登記簿面積		異動前		異動後		財産名称		異動理由	
財産名称番号	財産分類			登記簿面積	異動前	異動後	異動後	財産名称番号	財産分類		
会計区分	決算区分	市町村交付金	内訳件数	うち、利用無				会計区分	決算区分		
財産主管課								財産主管課			
財産管理課等								財産管理課等			
沿革											
行 番 号	財産番号	細名称 登記簿所在地 登記簿地目 ／ 現況地目 持ち分等 取得内容 取得元区分 ／ 取得元詳細 相手方住所 相手方名称 経費 (内訳)	評価額 評価年度 評価単価 登記番号 取得単価 経費(金額)	登記簿面積	取得年月日	契約年月日	利 用	異動番号	異動理由	登記簿面積	異動先 (円)
	用途 種 目 土地に存 する物件 有無							異動年月日			備考
異動前											
異動後											

立木

(単位) 本数：本
面積：平方メートル
材積：立方メートル
価格：円

現在状況				異動状況（異動先）							
財産名称				異動前		異動後		財産名称			
財産名称番号				本数				財産名称番号			
会計区分		財産分類 決算区分		面積 材積				会計区分		財産分類 決算区分	
財産主管理課				内訳件数				財産主管理課			
財産管理課等								財産管理課等			
所在（異動前）											
所在（異動後）											
沿革											
行 番 号	財産番号 種 立木細目 経営区 植栽年度 経過年数	細名称 用途 樹種 契約内容 取得元区分 / 取得元詳細 経費（内訳） 相手方住所 相手方名称	本数 面積 材積 経費（金額）	取得年月日 分収期間 分収率 契約年月日	異動番号 異動年月日	異動理由	本数 面積 材積	価格	異動先 （元）	備考	
	異動前										
	異動後										

(単位) 面積: 平方メートル
価格: 円

11

工作物

(単位) 価格：円

現在状況				異動状況（異動先）								
財産名称		市町村交付金			異動前	異動後	財産名称					
財産名称番号		財産分類		内訳件数			財産名称番号		財産分類			
会計区分		決算区分					会計区分		決算区分			
財産主管課							財産主管課					
財産管理課等							財産管理課等					
所在（異動前）												
所在（異動後）												
沿革												
行 番 号	財産番号 種 目 敷地区分	細名称 構造 規格 取得内容 取得元区分 / 取得元詳細 相手方住所 相手方名称	数量 単位 契約年月日	取得年月日	建物番号 用途 経費（金額） 経費（内訳）	異動番号 異動年月日	異動理由	数量	価格	異動先 （元）	備考	
異動前												
異動後												

動産

(単位) 総トン数：トン

現在状況										異動状況（異動先）																	
財産名称		内訳件数								異動前		異動後		財産名称		異動状況（異動先）											
財産名称番号		財産分類		決算区分										財産名称番号		財産分類		決算区分									
会計区分														会計区分				決算区分									
財産主・管課														財産主・管課													
財産管理課等														財産管理課等													
沿革														財産管理課等													
行 番 号	財産番号	細名称 用途 地番 製造者 製造番号 形式 取得内容 取得元区分 / 取得元詳細 相手方住所 相手方名称 経費（内訳）				全長 全幅 全高 乗客数 巡航速度 経費（金額）		数量／単位 総トン数	取得年月日 取得年度 製造年月日 登録年月日 契約年月日		異動番号 異動年月日	異動理由	数量 総トン数	価格	異動先 （元）	備考											
	種 目																										
異動前																											
異動後																											

用途物権

(単位) 面積：平方メートル

現在状況										異動状況（異動先）											
財産名称						異動前		異動後		財産名称		異動状況（異動先）									
財産名称番号		財産分類				設定件数				財産名称番号		財産分類									
会計区分		決算区分				内訳件数				会計区分		決算区分									
財産主管課										財産主管課											
財産管理課等										財産管理課等											
沿革																					
行番号	財産番号	種目	細名称 登記簿所在 登記簿地番／登記簿地目 用途 契約内容 取得内容 取得元区分／取得元詳細 相手方住所 相手方名称 経費（内訳）	設定面積 登録番号 経費（金額）	存続期間 始期 終期	取得年月日 契約年月日 登記年月日	土地所有者	異動番号 異動年月日	異動理由	設定面積	価格	異動先 （元）	備考								

無体財産権

(単位) 数量：件
価格：円

現在状況					異動状況（異動先）										
財産名称					異動前		異動後		財産名称						
財産名称番号					異動前		異動後		財産名称番号						
会計区分					異動前		異動後		会計区分						
財産主管課					異動前		異動後		財産主管課						
財産管理課等					異動前		異動後		財産管理課等						
沿革					異動前		異動後		財産管理課等						
行 番 号	財産番号	細名称 登録番号 登記又は公表日 共同出願 発明・著作者 取得内容 取得元区分 / 取得元詳細 相手方住所 相手方名称 経費（内訳）	数量 取得年月日 期間 契約年月日 経費（金額）	出願番号 出願年月日 出願公告日	異動番号 異動年月日	異動理由	数量	価格	異動先 （円）	備考					
	種 目														
	異動 前														
	異動 後														

有価証券

(単位) 金額：円

現在状況														
財産名称		異動状況（異動先）												
		異動前		異動後										
財産名称番号	財産分類	財産区分	数量		額面金額	取得金額	取得年月日	保管場所 保管費（金額） 経費（内訳）	異動番号	異動理由	数量	額面金額	異動先 （元）	備考
			数量	取得金額										
会計区分	決算区分		取得金額											
財産主管理課			内訳件数											
財産管理課等														
沿革														
財産番号	細名称 記号番号 用途 所在地 発行法人又は出資受入 事業内容 出資目的 取得内容 取得元区分 / 取得元詳細 取得元住所 取得元名称	数量 単位 契約年月日	額面単価 額面金額 取得金額	取得年月日 保管場所 保管費（金額） 経費（内訳）	異動番号	異動理由	数量	額面金額	異動先 （元）	備考				
種 目														
行 番 号														
異動前														
異動後														

出資による権利

(単位) 数量：口、株
価格：円

現在状況										異動状況（異動先）											
財産名称								異動前		異動後		財産名称									
財産名称番号		財産分類				数量 価格						財産名称番号				財産分類					
会計区分		決算区分				内訳件数						会計区分				決算区分					
財産主管課												財産主管課									
財産管理課等												財産管理課等									
沿革																					
行 番 号	財産番号 種 目	細名称 記号番号 用途 発行法人又は出資法人 所在地 法人の事業内容 出資目的 取得内容 取得元区分 / 取得元詳細 相手方住所 相手方名称 経費（内訳）						数量 単位 価格 額面単価 経費（金額）		取得年月日 保管依頼年月日 保管場所 設立年月日 契約年月日		異動番号 異動年月日	異動理由	数量	価格	異動先 （元）	備考				
	異動前																				
	異動後																				

財産の信託の受益権

(単位) 面積：平方メートル
数量：件
価格：円

財産名称				現在状況				異動状況（異動先）							
財産名称番号		財産分類		内訳件数		異動前		異動後		財産名称					
会計区分		決算区分								財産名称番号		財産分類			
財産主管理課										会計区分		決算区分			
財産管理課等										財産主管理課					
沿革										財産管理課等					
行 番 号	財産番号	受託者 登記番号 信託期間 信託計算の時期		細名称 信託の目的 登記簿所在 登記簿地番 信託不動産区分／登記簿地目 内訳 取得内容 取得元区分 / 取得元詳細 相手方住所 相手方名称 経費（内訳）		登記簿面積 実測面積 借入限度額 信託登記年月日 評価額 契約金額 経費（金額）		数量 取得年月日 筆数・棟数 契約年月日		異動番号 異動年月日	異動理由	数量	価格	異動先 （円）	備考
	異動 前														
異動 後															

附 則
この規則は、令和七年四月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第五十三号

群馬県財政状況等の閲覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。
令和七年三月七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県財政状況等の閲覧に関する規程の一部を改正する告示

群馬県財政状況等の閲覧に関する規程（昭和三十九年群馬県告示第三百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「（以下「閲覧場所」という。）は、別表に掲げるとおり」を「は、県民センター」に改める。

別表を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎群馬県告示第54号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の11第5項の規定により交付した次の免税証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和7年3月7日

群馬県知事 山本 一 太

免税証の種類	業種	記号番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称	免税証を交付した事務所	亡失年月日
100 リットル券	農業	G11400184	1枚	令和6年4月1日から令和7年2月28日まで	群馬県邑楽郡板倉町靱谷1682 有限会社荒井石油	太田行政県税事務所	令和6年12月31日

◎群馬県告示第55号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和7年3月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 甘楽郡下仁田町大字馬山字谷ノ山4880の1、4881、4888から4891まで、大字下小坂字新井替戸19の4、字熊野87の1、88の1、90の1、乙90、91の1、乙91、91の3から91の5まで、乙92、字上ノ台93、94、95の1、95の2、乙96、100の1、乙100、102、多野郡上野村大字榑原字日影平1158から1162まで、2914の1、2914の3、2915から2917まで、2918の1、2918の2、2919の1から2919の3まで、2920の1、2920の2
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

■ 公 告

伊勢崎都市計画区域区分について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更

するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和7年3月7日

群馬県知事 山 本 一 太

伊勢崎都市計画区域区分を次のように変更する。

- 市街化区域及び市街化調整区域の区分 次の区域を新たに市街化区域に編入する。
長沼町地区 面積約30.2ha 伊勢崎市長沼町、上蓮町及び飯島町の各一部
田中町第二地区 面積約12.5ha 伊勢崎市田中町の一部
阿弥大寺町地区 面積約9.5ha 伊勢崎市阿弥大寺町、東上之宮町及び田中町の各一部
境下湊名地区 面積約23.5ha 伊勢崎市境下湊名の一部
- 人口フレーム 人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

区 分	年 次	令和2年 (基準年)	令和12年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		838.3千人	おおむね804.2千人
市街化区域内人口		585.0千人	※ おおむね562.6千人
配分する人口		－	おおむね548.9千人

※ 令和12年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、伊勢崎都市計画区域区分に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和7年3月7日

群馬県知事 山 本 一 太

- 開催期日及び場所 令和7年3月28日（金）午前10時から 伊勢崎市役所東館5階第3会議室
- 作成しようとする都市計画の案 伊勢崎都市計画区域区分の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び伊勢崎市都市計画部都市計画課において、令和7年3月7日（金）から同月21日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和7年3月21日（金）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所、伊勢崎市都市計画部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654
別記様式

伊勢崎都市計画区域区分の変更（第9回定期見直し）に関する公述申出書

群馬県知事 山本 一太 あて				年 月 日
令和7年3月7日付け群馬県報に登載された伊勢崎都市計画区域区分の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。				
1	公述申出人	住所 氏名	年齢	電話番号 職業
2	都市計画面案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）			
3	意見の要旨（別紙のとおり）			

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

太田都市計画区域区分について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和7年3月7日

群馬県知事 山本 一太

太田都市計画区域区分を次のように変更する。

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分 次の区域を新たに市街化区域に編入する。

新田大地区 面積約2.9ha 太田市新田大町の一部

新田小金井地区 面積約30.2ha 太田市新田村田町及び新田小金井町の各一部

東今泉地区 面積約10.6ha 太田市東今泉町の一部

出塚粕川安養寺地区 面積約14.8ha 太田市新田下江田町、安養寺町、世良田町、粕川町及び出塚町の各一部

- 2 人口フレーム 人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

区 分		年 次	令和2年 (基準年)	令和12年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口			468.6千人	おおむね435.1千人
	市街化区域内人口		330.1千人	※ おおむね304.6千人
	配分する人口		—	おおむね308.1千人

※ 令和12年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口は想定されていない。

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、太田都市計画区域区分に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和7年3月7日

群馬県知事 山本 一太

- 1 開催期日及び場所 令和7年3月28日（金）午後2時から 太田市役所3階大会議室

- 2 作成しようとする都市計画の案 太田都市計画区域区分の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所、太田市都市政策部都市計画課及び大泉町都市建設部都市整備課において、令和7年3月7日（金）から同月21日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和7年3月21日（金）までに下記に到着するよう提出すること。
- 〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
- なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所、太田市都市政策部都市計画課、大泉町都市建設部都市整備課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3656

別記様式

太田都市計画区域区分の変更（第9回定期見直し）に関する公述申出書			
群馬県知事 山本 一太 あて			年 月 日
令和7年3月7日付け群馬県報に登載された太田都市計画区域区分の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。			
1	公述申出人	住所 氏名	電話番号 職業
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）		
3	意見の要旨（別紙のとおり）		

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年3月7日

群馬県知事 山本 一太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字飯塚116-2、115-2の一部	高崎市西横手町256番地 サンクブランシュB102号 清水耀寛、清水果

■ 人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月七日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第二号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表一警察の部警察本部の項中「給与指導官 文書管理指導官」を「給与指導官」に、「調度・契約指導官 営繕指導官」を「調度・契約指導官」に、「照会センター長 写真指導官 交通安全施設整備指導官 教習所指導官」を「照会センター長 交通安全施設整備指導官」に改める。

附 則

この規則は、令和七年三月十八日から施行する。

群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月七日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第三号

群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

（群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正）

第一条 群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和二年群馬県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表福祉職給料表が適用される保育士の職（勤務箇所が中央児童相談所又は東部児童相談所である職に限る。）の項を削り、同表中「八・五」を「七」に改める。

第十八条の八第一項第一号中「百分の百二十一・五以上百分の二百五」を「百分の百二十四以上百分の三百十五」に改め、同項第二号中「百分の百十以上百分の百二十一・五」を「百分の百十一・五以上百分の百二十四」に改め、同項第三号中「百分の九十八・五」を「百分の百一」に改め、同項第四号中「百分の九十八・五未満」を「百分の九十二・五以下」に改める。

別表第五中

二、二八〇円
二、九三〇円

二、二六〇円
二、九〇〇円

四、一〇〇円	四、二二〇円	四、八八〇円	五、五三〇円	六、一八〇円	六、八三〇円	七、四八〇円	八、一三〇円	八、七八〇円	九、四三〇円	一〇、〇九〇円	一〇、七四〇円	一一、三九〇円	一二、〇四〇円	一二、六九〇円	一三、三四〇円	一三、九九〇円	一四、六四〇円	一五、二九〇円	一五、九四〇円	一六、五九〇円	一七、二四〇円	一七、八九〇円	一八、五四〇円	一九、一九〇円	一九、八五〇円	二〇、五〇〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

四、一〇〇円	四、二〇〇円	四、八四〇円	五、四九〇円	六、一三〇円	六、七八〇円	七、四二〇円	八、〇七〇円	八、七一〇円	九、三六〇円	一〇、〇一〇円	一〇、六五〇円	一一、三〇〇円	一一、九四〇円	一二、五九〇円	一三、二三〇円	一三、八八〇円	一四、五二〇円	一五、一七〇円	一五、八二〇円	一六、四六〇円	一七、一一〇円	一七、七五〇円	一八、四〇〇円	一九、〇四〇円	一九、六九〇円	二〇、三三〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

四二、八六〇円	四二、二一〇円	四一、五六〇円	四〇、三四〇円	三九、六九〇円	三九、〇四〇円	三八、三九〇円	三七、〇八〇円	三六、四三〇円	三五、七八〇円	三五、一三〇円	三三、七一〇円	三三、〇六〇円	三二、四〇〇円	三一、七五〇円	三〇、一七〇円	二九、五二〇円	二八、八七〇円	二八、二二〇円	二六、四五〇円	二五、八〇〇円	二五、一五〇円	二四、五〇〇円	二三、一〇〇円	二二、四五〇円	二一、八〇〇円	二一、一五〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

四二、五六〇円	四一、九二〇円	四一、二七〇円	四〇、〇六〇円	三九、四一〇円	三八、七七〇円	三八、一二〇円	三六、八一〇円	三六、一七〇円	三五、五二〇円	三四、八八〇円	三三、四六〇円	三二、八二〇円	三一、一七〇円	三一、五三〇円	二九、九五〇円	二九、三〇〇円	二八、六六〇円	二八、〇一〇円	二六、二五〇円	二五、六〇〇円	二四、九六〇円	二四、三一〇円	二二、九二〇円	二二、二七〇円	二一、六三〇円	二〇、九八〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に、「二七四円」を「二七五

八二〇円	七九〇円	七六〇円	七三〇円	七〇〇円	六七〇円	六四〇円	四二〇円	三九〇円	三六〇円	三三〇円	五二、六四〇円	五一、九九〇円	五一、三四〇円	五〇、六九〇円	四九、六五〇円	四九、〇〇〇円	四八、三五〇円	四七、七〇〇円	四六、六二〇円	四五、九七〇円	四五、三二〇円	四四、六六〇円	四三、五一〇円
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

を

八一〇円	七八〇円	七五〇円	七二〇円	六九〇円	六六〇円	六三〇円	四一〇円	三八〇円	三五〇円	三二〇円	五二、二八〇円	五一、六三〇円	五〇、九八〇円	五〇、三四〇円	四九、三〇〇円	四八、六六〇円	四八、〇一〇円	四七、三七〇円	四六、二九〇円	四五、六五〇円	四五、〇〇〇円	四四、三五〇円	四三、二一〇円
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に、

に、

円」に、「十三・二」を「十三・四」に改める。
別表第六中

一、九五〇円
九八〇円
一、〇一〇円
一、〇四〇円
一、〇七〇円
一、一〇〇円
一、一七〇円
一、二〇〇円
一、二三〇円
一、二六〇円
一、三四〇円
一、三七〇円
一、四一〇円
一、四四〇円
一、五一〇円
一、五四〇円
一、五七〇円
一、六一〇円
一、六七〇円
一、七〇〇円
一、七三〇円
一、七七〇円
一、八三〇円
一、八六〇円
一、八九〇円
一、九二〇円
一、九八〇円

を

九四〇円
九七〇円
一、〇〇〇円
一、〇三〇円
一、〇六〇円
一、〇九〇円
一、一六〇円
一、一九〇円
一、二二〇円
一、二五〇円
一、三三〇円
一、三六〇円
一、四〇〇円
一、四三〇円
一、五〇〇円
一、五三〇円
一、五六〇円
一、五九〇円
一、六六〇円
一、六九〇円
一、七二〇円
一、七五〇円
一、八二〇円
一、八五〇円
一、八八〇円
一、九一〇円
一、九七〇円

に改める。

一、〇一〇円
一、〇四〇円
一、〇七〇円
一、一三〇円
一、一六〇円
一、一九〇円
一、二二〇円
一、二七〇円
一、三〇〇円
一、三三〇円
一、三六〇円
一、四一〇円
一、四四〇円
一、四八〇円
一、五一〇円

一、〇〇〇円
一、〇三〇円
一、〇六〇円
一、一一〇円
一、一四〇円
一、一七〇円
一、二〇〇円
一、二六〇円
一、二九〇円
一、三二〇円
一、三五〇円
一、四〇〇円
一、四三〇円
一、四六〇円
一、四九〇円

（群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
 第二条 群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（令和六年群馬県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
 附則第二項中「第十八条の八第一項第一号から第三号まで」を「第十八条の八第一項各号」に、「百分の二百五」を「百分の三百十五」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月七日

群馬県人事委員会規則第四号

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正

する規則

群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和二年群馬県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項各号列記以外の部分中「及び第七号の八」を「第七号の八及び第十号」に改め、同項第七号の二中「であつて、六月以上の任期が定められているものは六月以上継続勤務しているもの」を削り、同項第九号中「三日」を「十日」に改め、同項に次の一号を加える。

十 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前号に掲げる場合を除く。）一の年度において、十日の範囲内で、一週間当たりの勤務時間又は勤務日の日数に応じて任命権者が定める期間

第十二条第二項中「及び第十号」を削り、同項第一号中「第三条第四項第一号」を「第十条の二第一項」に改め、同項第二号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改め、「であつて、六月以上の任期が定められているものは六月以上継続勤務しているもの」を削り、「限る」の下に「。次号において同じ」を加え、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「疾病」に改め、「受けさせること」の下に「、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園若しくは入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすること」を加え、同項第三号中「（一週間の勤務日が三日以上とされている会計年度任用職員であつて、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているものに限る。）」を削り、同項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
